

# 令和2年度地域ブランディング創生事業委託業務 仕様書

## 1 業務の目的

昨年度、三重県は、訪日外国人旅行者の団体旅行から個人旅行（FIT）への移行傾向を踏まえ、三重県の魅力を視覚的に訴求するプロモーション動画を制作し、三重県旅行への関心・意欲を高めるデジタルプロモーションを実施した（※1）。

しかしながら、今年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い旅行需要が急激に減少し、国内外からの旅行者が減少したことにより三重県においても県内経済に大きな影響が出ている。

このような状況に対応するために、アフターコロナのニューノーマルにおける旅行者ニーズを的確に捉えたデジタルプロモーションを国内外に向けて実施し、三重県への旅行需要の回復・喚起に取り組む必要がある。

よって、本業務では、ターゲット国（地域）における社会情勢と訪日旅行需要の動向を見極めながら、デジタルプロモーションを実施することで海外における三重県の認知度向上を図る。

また、訪日旅行需要よりも早期に回復すると想定される国内旅行需要についても、適切なタイミング等を見極めたうえでデジタルプロモーションを実施し、三重県への誘客につなげる。

具体的には、アフターコロナのニューノーマルを想定した観光プロモーション動画を制作し、動画を活用したデジタルプロモーションを通じて三重県に対する認知度向上、興味・関心の深化を図るとともに、動画視聴者を三重県観光連盟のウェブサイト等に誘導することで三重県に関する情報収集を促すことができるようオンライン上の導線を整備する。

本業務を通じて、国内外の旅行需要の動向を的確に捉えたデジタルプロモーションを実施し、外国人の三重県に対する認知拡大と日本人の三重県旅行に対する興味・関心の深化を図るとともに、「Mie, Once in Your Lifetime」（一生に一度は訪れたい三重県）（※2）としての観光ブランディングの強化を行う。

※1 昨年度に三重県が制作したプロモーション動画について

- ・ Mie, Japan 8K HDR - 三重県  
<https://www.YouTube.com/watch?v=6E80cy3ZDJk>
- ・ [nature] Mie, Japan 8K HDR - 三重県  
<https://www.YouTube.com/watch?v=LufjuW0fT74>
- ・ [food] Mie, Japan 8K HDR - 三重県  
<https://www.YouTube.com/watch?v=nqnmVfn1CxU>
- ・ [culture] Mie, Japan 8K HDR - 三重県  
<https://www.YouTube.com/watch?v=pM8pRh30lok>

※2 三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>

## 2 契約期間

契約日から令和3年3月19日（金）まで

## 3 ターゲット

ターゲット国（地域）は、台湾、香港、タイ、シンガポールとし、そのなかでも訪日旅行に強い関心を持つ訪日リピーター層をターゲットとする。

また、国内旅行に興味関心の強い日本人も併せてターゲットとする。

## 4 業務内容

### (1) プロモーション動画制作

#### ア 概要

- ・「三重県ならではの体験」をキーコンセプトとして適切なテーマ及びキャッチコピーを設定すること。
- ・三重県内の観光資源の中から、旅行者目線でアフターコロナにおいてニーズが高まると思われるコンテンツを、アウトドア系コンテンツを中心に選定し、選定した素材を使用してプロモーション動画を制作すること。
- ・動画を制作する際は、ターゲット市場の特性を踏まえたインフルエンサーを起用するなど、業務目的を達成するうえでより効果的と思われる手法を取り入れて制作すること。
- ・撮影のために許可申請等が必要となる場合には、原則、受託者が手続きを行うこと。
- ・動画を制作する際は、三重県が今後のプロモーション活動で使用することを目的とした静止画を併せて制作すること。

#### イ 制作本数、動画再生時間

- ・動画は、2～3分程度のを海外向け、国内向けそれぞれ1本（計2本）以上、30秒程度のをそれぞれ3本（計6本）以上制作すること。
- ただし、提案者の分析の結果として動画の長さが2～3分程度よりも長い（又は短い）方が望ましいと考える場合には、この限りではない。

#### ウ 言語・音響

- ・海外向け動画に使用する言語は、英語を必須とすること。
  - ・国内向け動画については、海外向けのものに吹き替えを行う形で制作することも可とするが、その際は三重弁を使用したナレーションを入れるなどのユニークな手法を取り入れ、三重県の魅力を伝えること。
  - ・BGM 等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。
- なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続等を受託者の負担により行うこと。

#### エ その他

- ・動画制作にあたっては、新規撮影を原則とすること。

- ・撮影期間中に撮影困難なシーン（季節感のある映像やイベント関連映像等）が必要な場合は、三重県と協議のうえで受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。  
なお、借用映像等を使用する際の費用の支払いも含めた一切の手続き等は受託者の負担により行うこと。
- ・制作する動画等は、事業終了後に三重県が再編集等を行い、今後のプロモーションに向けて二次的利用が可能なものとする。
- ・制作する動画は、ウェブページやYouTube等の動画共有サービス（以下「動画共有サービス」という。）で再生可能なファイル形式とすること。
- ・三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズ「Mie, Once in Your Lifetime」（一生に一度は訪れたい三重県）を活用すること。

## （２）動画投稿サイト「YouTube」の活用

### ア 「YouTube」への投稿及び広告配信

- ・三重県の指定するチャンネルを使用し、４（１）で制作した動画を投稿すること。
- ・「YouTube」への投稿に必要な設定（動画のタイトル、説明、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等）を効果的に行うこと。
- ・動画を投稿する際は、三重県が指定するウェブページのURLを掲載し、ウェブページへの誘導を行うこと。
- ・三重県が指定する動画について、YouTube 広告（TrueView インストリーム広告、TrueView ディスカバリー広告等）を配信すること。
- ・広告を配信する際のターゲティングや時期等について、三重県と協議のうえ決定し実施すること。

### イ 成果測定について

- ・動画の視聴回数、視聴者の属性、地域、トラフィックソース、視聴端末、広告の表示回数、CTR（リンククリック率）、CPC（リンクのクリック単価）のデータの測定及び分析を適宜行うこと。
- ・データ測定及び分析の結果に応じてターゲティングの変更等の改善を三重県と協議のうえで実施すること。
- ・動画を視聴した者について、個人を特定しない範囲で属性を調査すること。

## （３）ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）の活用

### ア 三重県が指定するFacebook及びInstagramアカウントの活用

- ・三重県が指定する動画を三重県が指定するFacebook及びInstagramアカウントを使用して投稿すること。
- ・Facebook 広告及びInstagram 広告を実施し、視聴者を三重県が指定するウェブページへ誘導すること。
- ・広告を配信する際のターゲティングや時期等について、三重県と協議のうえ決定し実施すること。

## イ 成果測定について

- ・リーチ数、インプレッション数、リンクのクリック数、CTR、CPC、消化金額等のデータ測定及び分析を行うこと。
- ・データ測定及び分析の結果に応じてターゲティングの変更等の改善を三重県と協議のうえで実施すること。
- ・動画広告を視聴した者について、個人を特定しない範囲で属性等を調査し、分析を行うこと。
- ・広告配信期間中のアカウントフォロワー数の増減について測定すること。

## (4) 動画を活用したプロモーションの実施

### ア 業務内容

- ・5(4)で提案したプロモーションについて、受託後に三重県と協議のうえ内容を正式に決定し、実施すること。

## (5) その他

- ・事業実施に当たっては、提案事項をもとに事業の内容・詳細を三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。
- ・各業務において目標 KPI の達成に向けて最大限の努力をもって事業を実施すること。
- ・目標 KPI を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。
- ・各業務に係る撮影、編集、制作、運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て当初の契約金額に含むこと。

## 5 提案内容

### (1) プロモーション動画制作

#### ア 概要

- ・動画のテーマ及びキャッチフレーズを提案すること。  
なお、動画のテーマ及びキャッチフレーズは、受託後に三重県と協議のうえ内容を正式に決定することとする。
- ・以下の例(※3)を参考に動画で撮影する三重県内の観光素材を選定し提案すること。  
なお、選定したコンテンツについて、選定した理由を明示すること。
- ・動画の内容について、絵コンテ等を用いて動画全体のストーリーを示しながら選定した素材をいかにプロモーションするか提案すること。
- ・インフルエンサーの起用など業務目的を達成するうえでより効果的と思われる手法を提案すること。

#### ※3 素材例（あくまで一例とする）

忍者体験、海女小屋体験、自然体験（スカイダイビング体験、フルーツ狩り体験、サップ



ウェブページへの誘導数]、「CTR」、「CPC」について、実現可能な範囲で提案すること。

#### ウ 分析

- ・どのような分析が実施できるか提案すること。

### (4) 動画を活用したプロモーションの実施

#### ア 内容

- ・4(1)で制作した動画及び昨年度に三重県が制作した動画を活用したデジタルプロモーションについて、具体的な手法を含めて1件以上提案すること。
- ・三重県内の観光地等を撮影したライブ動画配信の手法が可能であれば提案すること。
- ・航空会社や鉄道会社等との効果的な連携が可能であれば提案すること。

#### イ KPI

- ・5(4)アで提案したデジタルプロモーションを実施するうえで指標とすべきKPIを提案すること。  
なお、目標KPIは、提案したKPIを基礎として受託決定後に三重県と協議のうえ正式決定するものとする。

### (5) その他

- ・所定の提案事項以外に、本事業の目的を達成するため、効果的な方策等が考えられる場合は提案すること。

## 6 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書1部を提出すること。報告書とは別に、制作した動画及び静止画をDVD等の電子媒体に収録して、提出すること。

### (1) 報告書記載事項

#### ア プロモーション動画制作の概要

- ・動画制作の内容等
- ・制作した動画・静止画の内容等

#### イ 動画サイト「YouTube」の活用

- ・動画の視聴回数、視聴者の属性等の情報の測定及び分析結果（目標値（KPI）に対する結果を含む）
- ・実施したYouTube広告の概要
- ・実施したYouTube広告の効果測定及び分析結果

#### ウ SNSの活用

- ・実施した広告の概要
- ・実施したFacebook広告及びInstagram広告の効果測定及び分析結果

#### エ 動画を活用したプロモーション

- ・実施したプロモーションの概要等
- ・実施したプロモーションの成果等

オ 事業の総括及び今後の展開に関すること

- ・今後の三重県への旅行者誘致の取組に資する各種調査・分析結果
- ・上記結果を踏まえた三重県への旅行者誘致に係る取組に対する提案

カ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和3年3月19日(金)

(3) 提出先 三重県雇用経済部観光局海外誘客課

## 7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 8 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

## 9 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとします。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとします。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。

#### (4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL 形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとしします。

#### (5) 留意事項

ア 本事業により制作された制作物の著作権は、三重県に帰属するものとしします。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、三重県が本業務及び本業務終了後に無償で使用及び翻訳する権利を有するものとしします。

イ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

ウ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとしします。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

（ウ）委託者に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

エ 受託者がウの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとしします。

オ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとしします。

以 上